

鈴木将文先生「標準必須特許を巡る論点と国際動向」の要点

メモ

1. SEP と FRAND の基本

- 標準必須特許（SEP）は通信や IoT 規格で不可欠。
- ETSI などの標準化団体は「FRAND 条件でのライセンス」を特許権者に約束させる。
- FRAND は契約として扱われるが、第三者利益契約に該当するかは国ごとに解釈が異なる。

2. 紛争の種類

- 特許侵害訴訟、競争法、契約紛争の 3 類型に整理。
- 権利者のホールドアップ防止と発明インセンティブの確保の両立が課題。

3. 国際的合意の枠組み

- CJEU *Huawei v. ZTE* 判決が基本モデル。
- 「誠実にライセンスを受ける意思のある実施者」には差止めを認めないという考えが広がる。

4. 日本の動向

- *Apple v. Samsung* 事件で差止め・過大賠償を否定、トップダウン方式で FRAND 相当額を算定。
- 公取委ガイドラインは「誠実な実施者」像を具体化。

5. 海外主要国の特徴

- 米国：差止めは厳格、懲罰的増額あり。
- ドイツ：実施者に積極的対応を要求、差止めが出やすい。
- 英国：裁判所が FRAND 料率（グローバル含む）を設定。

6. サプライチェーン問題

- **Access-to-all**：最終製品メーカー中心のライセンス。
- **License-to-all**：どの段階の企業にもライセンスすべきという考え。
- IoT・車載分野で争点化。

7. 実施料と契約

- トップダウン方式や最終製品での貢献価値反映が議論される。
- have-made 契約や不提訴契約で消尽をコントロールする実務があるが、判例は消尽発生を認める傾向。

8. 紛争解決の新潮流

- 英国裁判所などが「グローバル FRAND 料率」を設定。
- 中国などでの ASI/AASI 乱発が問題化、EU は WTO で争う。
- 英国は暫定ライセンス宣言で差止けん制。UPC も注目。

結論

SEP/FRAND を巡る論点は、①誠実な交渉義務、②サプライチェーンでのライセンス範囲、③国際的な管轄・料率設定の競合に集約。各国の判例や政策は異なるため、実務上は交渉記録整備・迅速な意思表示・国際戦略が不可欠。